# 令和5年3月定例総会

令和5年3月8日開催

# 議事録

土佐清水市 農業委員会

# 令和 4 年度第 12 回土佐清水市農業委員会議事録

- 1. 開催日時 令和5年3月8日(水) 午後3時00分~午後3時45分
- 2. 開催場所 土佐清水市役所 二階 第一会議室
- 3. 出席委員(13人)

農業委員 1番 上野 貴生

2番 野老山卓男

3番 尾﨑 和代

4番 池田 克彦

5番 岡崎 直正

推進委員 1番 安田 泰平

2番 弘田 好希

3番 田邊 昌一

4番 岡田 哲治

5番 上野 清吉

6番 坂本 直幸

7番 宮上 昌三

8番 岡田 弘重

- 4. 欠席委員 (0人)
- 5. 議事日程

議案第1号 非農地証明の審議について

議案第2号 令和5年度最適化活動の目標の設定等について

議案第3号 その他の件について

- ① 次回開催日
- ② 土佐清水市の下限面積要件の廃止について

# 6. 農業委員会事務局職員

事務局長兼農林水産課長和泉政彦事務局係長兼農林水産課長補佐早川幸夫事務局員田邊元寛

#### 議長

(上野会長)

それでは、ただ今から土佐清水市農業委員会、3月定例総会を開会 致します。

この際、本日の遅刻・欠席者につきまして、報告いたします。

本日は遅刻・欠席ともにありません。

それでは議事に移ります。本日の議題は、

議案第1号 非農地証明の審議について

議案第2号 令和5年度最適化活動の目標の設定等について

議案第3号 その他の件について

以上の審議をお願い致します。

なお、本日の議事録署名委員として

2番 野老山 委員

5番 岡﨑 委員 の2名を指名いたします。

それでは議事に移ります。発言の際には挙手のうえ、指名を受けて から発言をお願いします。

それでは、議案第1号 非農地証明の審議について。

を行いますが、本件は3件の審議となっていますので、1件ごとに採 決を求めることとします。

それでは、担当者より説明を求めます。

# 事務局 早川

それでは、議案第1号非農地証明の審議①について、説明いたします。

1ページから4ページでご確認ください。

1ページから説明を行います。

申請者の住所氏名は記載のとおりです。

申請地は、上野で、登記地目は畑、面積は76㎡です。位置は、2ページをお願いします。上野区長場の北東側約60mの場所です。3ページに拡大図(公図)を添付しております。申請地の西側(1223-イ)は、地目が田となっていましたが、現況は宅地となっており、北側・東側(1225、1226)は、地目が宅地となっています。南側は道(地区道)となっております。

申請理由は、昭和 20 年頃、建築した居宅に住んでいましたが、建物が老朽化したため、取り壊し更地にしたところ、登記上、畑になっていたため、宅地として地目変更したいとのことです。

非農地証明の許可基準(抜粋)で説明いたしますと

- ① 自然災害により災害地等で農地への復旧ができないと認められた 土地
- ② 耕作不適当など、やむを得ない事情によって 15 年以上耕作放棄されたため、自然潰廃した土地で、農地への復旧ができないと認められた土地
- ③ 人工的に転用した土地で、転用行為から 20 年以上経過しておりそ

の開発行為及び建設行為などで他法令の許可を受けているか受ける見込みがあり、農地行政上も特に支障がないと認められる土地などとなっています。今回は、③に該当するものです。

4ページに現況写真を添付しています。

以上の申請を 2 月 16 日に受付を行い、関係書類を確認しております。 この案件については、弘田委員に現地の確認を行ってもらっています ご審議のほど、よろしくお願いいたします。

#### 議長

(上野会長)

ただ今の説明に関して、地区担当委員より補足説明があればお願い します。

### 弘田委員

2月20日に現地確認に事務局と行ってまいりました。

事務局の説明どおりです。ご審議のほどよろしくお願いいたします。

### 議長

(上野会長)

以上で、議案についての説明が終わりました。

本件について、質疑、意見のある方は挙手をお願いします。

### 野老山委員

宅地にする時にただ宅地にするのは、建築図面とかその他いろいろ、 いるんじゃないですか?

### 事務局早川

今回は転用ということではなく、非農地証明がほしいと言うことで申 請がありました。

### 野老山委員

宅地にするということではないのですか?

#### 事務局早川

宅地にしたいという事なのですが、転用行為から20年以上経過している状況がありますので、4条申請の転用申請をするのではなく、非農地証明で農業委員会に証明してもらえないかとの申請です。

# 野老山委員

4条の場合は、建築図面が必要なんですね。

# 事務局早川

はい、そうです。

#### 議長

(上野会長)

他にありませんか。

ないようですので、これより採決に移ります。

議案第1号 非農地証明の審議①について

議案のとおり承認することに賛成の農業委員の挙手を求めます。

挙手全員であります。

よって本件は議案のとおり承認いたします。

#### 議長

(上野会長)

それでは、次に移ります。

議案第1号 非農地証明の審議②について

担当者より説明を求めます。

# 事務局 早川

それでは、非農地証明の審議②について、説明いたします。

5ページから8ページでご確認ください。

5ページから説明を行います。

申請者の住所氏名は記載のとおりです。

申請地は、加久見で4筆あり、登記地目は全て田、面積は合計で1,740 ㎡です。位置は、6ページをお願いします。加久見の奥から横道に行く途中で、申請地の右上に鷹取山があり、その山頂から南西側約540 mの場所です。7ページに拡大図を添付しております。申請地の東側は、道となっており、東側は、川で谷になっています。

申請理由は、父親が耕作していた後は、耕作するには遠く、昭和 47 年 の減反政策もあり耕作しておらず、雑木が自然繁殖して山林化したた め、地目変更したいとのことです。

非農地証明の許可基準では、今回の件は、15年以上耕作放棄されており、②に該当するものです。

8ページに現況写真を添付しています。

以上の申請を 2 月 16 日に受付を行い、関係書類を確認しております。 この案件については、岡田(弘)委員に現地の確認を行ってもらって います。

ご審議のほど、よろしくお願いいたします。

#### 議長

(上野会長)

ただ今の説明に関して、地区担当委員より補足説明があればお願い します。

### 岡田弘重委員

山林化しているので、田んぼに戻すことは難しいと思います。 ご審議のほどよろしくお願いいたします。

#### 議長

(上野会長)

以上で、議案についての説明が終わりました。

本件について、質疑、意見のある方は挙手をお願いします。

# 宮上委員

この写真を見る限りではもう山林化しているし、50年経過している ので非農地にするのもやむをえないのではないですか。

# 議長

(上野会長)

他にありませんか。

ないようですので、これより採決に移ります。

議案第1号 非農地証明の審議②について

議案のとおり承認することに賛成の農業委員の挙手を求めます。

挙手全員であります。

よって本件は議案のとおり承認いたします。

それでは、次に移ります。

議案第1号 非農地証明の審議③について

担当者より説明を求めます。

# 事務局 早川

それでは、非農地証明の審議③について、説明いたします。

9ページから13ページでご確認ください。

9ページから説明を行います。

申請者の住所氏名は記載のとおりです。

申請地は、大岐で2筆あり、登記地目は全て畑、面積は合計で1,037㎡です。位置は、10ページをお願いします。国道321号線の道沿いで、幡陽小学校から北北西側約300mの場所です。11ページに拡大図を添付しております。申請地の東側(2832-37、2832-38)は、保安林(営林署が管理、崖)となっており、西側は国道、「ソ」とかかれた部分が宅地で、12ページの現況写真にある建物であります。

申請理由は、昭和55年に相続により取得後、県外にいたため耕作し

ておらず、そのまま放置して山林化したため、山林に地目変更したい とのことです。

非農地証明の許可基準では、今回の案件も、15年以上耕作放棄されて おり、②に該当するものです。

12ページと13ページに現況写真を添付しています。

以上の申請を 2 月 16 日に受付を行い、関係書類を確認しております。 この案件については、岡田(弘)委員に現地の確認を行ってもらって います。

ご審議のほど、よろしくお願いいたします。

# 議長

(上野会長)

ただ今の説明に関して、地区担当委員より補足説明があればお願いします。

#### 岡田弘重委員

もうよう作らないという事で、周りも防風林になっています。

写真のとおり山林化しています。ご審議のほどよろしくお願いいたします。

#### 議長

(上野会長)

以上で、議案についての説明が終わりました。

本件について、質疑、意見のある方は挙手をお願いします。

### 岡田哲治委員

もう農地に戻せないと思いますので、認めたらいいと思います。

#### 議長

### (上野会長)

他にありませんか。

ないようですので、これより採決に移ります。

議案第1号 非農地証明の審議③について

議案のとおり承認することに賛成の農業委員の挙手を求めます。

挙手全員であります。

よって本件は議案のとおり承認いたします。

それでは、次に移ります。

議案第2号 令和5年度最適化活動の目標の設定等について

担当者より説明を求めます。

# 事務局早川

議案第 2 号 令和 5 年度最適化活動の目標の設定等について説明いたします。

議案書の 14 ページから 16 ページでご確認ください。

14ページから説明を行います。

農業委員会は、毎年度、3月末までに最適化活動の目標を設定することになっており、4月末までに県へ報告し、市ホームページ等で公表することとなっております。

- Ⅰ 農業委員会の状況(令和5年4月1日現在)
- 1 農業委員会の現在の体制については、記載のとおり、「農業委員」5名、「農地利用最適化推進員」8名で、昨年から変更はありません。
- 2 農家・農地等の概要について、変更部分は、一番右の表の部分で、 経営体数を記載した部分のみ、農業係に確認し、数量を修正しており ます。詳細については、記載のとおりです。その他の内容については、 変更しておりません。
- 15ページをお願いします。
- II 最適化活動の目標
- (1)農地の集積について、
  - ① 現状及び課題について、管内の農地面積 555ha、これまでの 集積面積は昨年から 2ha 増の 169ha(令和 4 年度の利用権設 定の実績が 2ha 増(20,131 ㎡))、集積率 30.5%で、課題に ついては、高齢化、担い手不足、農業者の減少とともに、遊 休農地化が進んでいるとしています。
  - ② 目標について、令和 5 年は新規集積面積を 7ha としており、 昨年より 2ha 減としております。理由としましては、令和 4 年 度の実績が 2ha でありましたので、少し減らすように修正し

つつ、昨年の集積目標 176ha を目指す内容に設定しました。 詳細は、記載のとおりです。

# (2) 遊休農地の解消

- ① 現状及び課題について、1号遊休農地とは、手を加えることによって農地再生が可能なものです。緑区分が草刈等により農地回復が見込めるもので、黄区分が重機等を活用して農地回復が見込まれるものです。面積は、昨年より 0.6ha 増の 34.6ha としております。理由としては、令和 4 年度実績、新規発生遊休農地 8,489 ㎡、解消面積 2,435 ㎡、計 0.6ha 遊休農地増加しております。その他詳細は、記載のとおりです。
- ② 目標について、緑区分は、令和 4 年度の遊休農地面積 34.6ha を基準として、解消目標面積を 5 分の 1 の面積 6.9ha として 設定します。

黄区分の遊休農地の解消から以下の部分については、記載のと おりで、昨年から変更していません。

16ページをお願いします。

#### (3) 新規参入の促進

①現状及び課題については、令和2年度から4年度の現状は、記載の とおりです ② 目標について、新規参入の権利移動面積は、令和2年度から4年度の実績は0haと記載していますが、記載誤りで、令和4年度は4.28haで、その他の部分の令和2年度・令和3年度の面積は、現在、確認中のため、後日、事務局で数字を確認後、修正させていただきたいと思います。

# 2最適化活動の活動目標

- (1)推進委員等が最適化活動を行う日数目標について、こちらは、 委員のみなさんが活動記録簿を提出していただいているもの で、今年度同様に、6日/月と設定しています。令和4年9月 末までの委員全体の平均としては約3日~4日となっており、 目標には届いていません。
- (2)活動強化月間の設定目標は、昨年から変更しておりません。
- (3) 新規参入相談会への参加目標についても、変更しておりませんが、令和2年から農業会議が取りまとめを行っている新農業人フェアに来年度も事務局として参加することとしています。今年度は、大阪と東京会場の2カ所に参加しましたが、新規参入の結果には繋がっていません。しかし、今後も新しく土佐清水市で農業をする方が増えるよう取り組みを進めたいと思います。

#### 議長

(上野会長)

以上で、議案についての説明が終わりました。

本件について、質疑、意見のある方は挙手をお願いします。

# 野老山委員

活動日数が月6日はちょっときつくないですか?

月6日と言うと5日に1回になるし、一週間に1回にはなりませんか?

# 事務局 早川

こちらのほうですが、国が示す最低の目標が6日以上であり、その前は10日以上の目標を設定するように示されていました。

でも皆さん重く考えずに、昔は丸1日農地パトロールするという考えだったかもしれませんが、今の考えは10分でも15分でも農地を見に行ったら1回に数えますので、普段皆さんが、自分の農地に行く途中に他の農地も見ていると思います。そういうのも活動日数に入れていただければ、活動日数も増えると思います。ただ皆さんが書くことが大変だと思います。他の農業委員会でもそういう意見があります。目標を下げるのではなく、最低ラインの6日以上にさせてもらいたいと思います。

# 坂本委員

活動日数が農地パトロールばかりになってもいいのですか?

# 事務局 早川

特に農地パトロールのみで良いとか悪いとかはないので、問題ありません。

# 議長

(上野会長)

自分が活動すると言うか、見回ったりするんですけど本来自分は仕事が農業なので、自分の農地の農業しているハウス等に行くときには、確実にほぼ毎日周りの農地を見てます。ただそれを活動日数にすると年中無休になるので普段仕事として動いている範囲以外で、見回るという事を僕は書いてます。活動を一日回ると言う事は無理なので今日はここを回った、次は違う所を回るようにしています。また動く範囲で回ったときには、活動して記録したらいいのかと思います細かい事を書かないといけないイメージですが、僕は何日に何十分どこそこを回て何を見たと書いています。気になった事を書いてもいいと思います。

# 上野委員

担当地域を決めていますが、何処を回ってもいいのですか?

# 事務局 早川

推進委員さんは自分の区域 (エリア) がありますので、基本はそちら

でかまいませんが、他の所も見に行ったという事であればかまいません。 ん。

# 岡﨑委員

今日の農業委員会の帰りに加久見、三崎、斧積、上野を見て回って気 になった事を書いてもいいですか。

# 事務局 早川

その考え方でいいです。前任の岡田の方からもそう言う説明やったと思います。農業委員さんが総会に出たと言うのは、農地の推進と言う部分の活動に含まれない活動になります。この帰り道にパトロールで農地を見て回ったというのは構いません。それを活動記録に書いて出してもらいたいと思います。

### 岡田弘重委員

自分が頼んで作ってもらっている所を見に行っているが、対象になり ますか?

# 事務局 早川

細かい部分については後でご説明させていただきますが、担い手の農地集積、集約化を進めたいとか、遊休農地の発生防止、解消をしたいとかそう言う活動、新規参入者の促進活動とかなので、何でもかんでもというよりは、自分の農地を見に行く途中に他の農地を見ると思う

のですが、それを書いていただければいいと思います。

# 議長

# (上野会長)

他にありませんか。

ないようですので、これより採決に移ります。

議案第2号 令和5年度最適化活動の目標の設定等について

議案のとおり承認することに賛成の農業委員の挙手を求めます。

挙手全員であります。

よって本件は議案のとおり承認いたします。

それでは、議案第3号 その他の件について

次回の定例総会は、令和5年4月6日(木)午後3時から

会場は、土佐清水市役所第一会議室にて行います。

それでは、次に移ります。

その他の件②、土佐清水市の下限面積要件の廃止について 担当者より説明を求めます。

# 事務局早川

議案第3号 土佐清水市の下限面積要件の廃止について、説明いたします。

本日、お配りした資料をお願いします。

農地法第3条の許可要件の一つである「下限面積」については、法改

正があり、令和5年4月1日以降は、「下限面積」の要件は、廃止となります。

土佐清水市では、下限面積について、農地法施行規則第 17 条の基準に従い、市内全域 30 アールとすることを公示(平成 21 年 12 月 15 日付け)しております。

この公示は、法改正の施行に伴い、その効力が失われることになりますが、国から、公示している農業委員会は、(農地の権利取得予定者の)市民等に誤解を招かないよう、公示を廃止するための手続きを行うように通知がありましたので、今回、「本市の下限面積 30 アールとした公示を廃止すること」をご承認いただきたいと思います。ご審議のほど、よろしくお願いいたします。

# 議長

(上野会長)

以上で、議案についての説明が終わりました。

本件について、質疑、意見のある方は挙手をお願いします。

#### 坂本委員

これは清水だけの事ですか、他の市町村はどんな感じですか?

# 事務局 早川

この下限面積要件の廃止は、全国統一です。

土佐清水市の告示している30aというのは土佐清水市独自のもの

です。法律にしたがいまして、効力が失われる事になります。

農地権利取得者が誤解を招かないように今回、公告を外したいと考えています。

#### 議長

### (上野会長)

以上で、議案についての説明が終わりました。

本件について、質疑、意見のある方は挙手をお願いします。

### 岡田弘重委員

今までは、農地取得に対して30 a以上ないといけなかったけど、1 0 aでも取得できると言う事ですか?

# 事務局 早川

はい、そのとおりです。30 a を判断基準にするのではなく、今後は、 農業をしっかりしている農家かどうかという部分をポイントとして、 皆さんに審議していただきます。

農地面積要件が30 a 以下やから申請出来ませんと今までは断っていました。お配りした資料のなかの(背景)という所に書いていますが、少規模でも移住者の方でも農業したい、半農半Xなど、ちょっと農業したいという声もあって国の法律が変わりました。

#### 岡﨑委員

農業に意欲のある方を見つけて、農業に意欲のある方を救済するため

に廃止するという意図、農地を取得するためにやってはいけないという事ですね。

# 事務局 早川

はい、そのとおりです。

### 野老山委員

問題は2 a、5 aでもかまわない。圃場整備してたらそんな所はないけれど圃場整備してないところで5 a、6 aが田んぼの真ん中にあって無農薬でお米を作ると言って消毒してもろたら困ると言われた時に困るがよ、そのための30 aの縛りやった。まあ国の政策やから仕方ない。

### 岡崎委員

やはりその地域にあった農業、地域に溶け込んだ農業をしてもらわないといけない。

### 議長

(上野会長)

他にありませんか。

ないようですので、これより採決に移ります。

議案第3号 土佐清水市の下限面積要件の廃止について

議案のとおり承認することに賛成の農業委員の挙手を求めます。

挙手全員であります。

よって本件は議案のとおり承認いたします。
その他に何かご意見はございませんか?
ないようでしたら、これで3月定例総会を閉会といたします。